

新型コロナや原油・原材料高騰に打ち勝つための 新たな事業展開を支援します

第3弾

中小事業者新事業展開 設備導入支援補助金

最大200万円

補助率2/3

新型コロナウイルスや原油・原材料価格の高騰により売上や収益に影響を受けている中小事業者の新事業展開に必要な設備導入への支援を行います。

補助対象となる事業者

佐賀県内に店舗や事業所を有する中小事業者（個人事業者を含む）であって、下記

①又は②を満たす事業者

- ① 令和4年1月～9月までの連続する6ヶ月の内、任意の3ヶ月の合計売上が令和元年（平成31年）、2年、3年1月～9月のいずれかの期間の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること
- ② 令和4年1月以降の任意の1ヶ月における主要原材料等の1単位あたりの平均仕入価格が令和3年と比較して20%以上上昇していることに加えて、粗利益が令和元年（平成31年）、2年、3年の同月と比較して3%以上減少していること

補助対象となる取組項目

下記の取組みに係る機械装置、設備、システム等の導入が対象となります。

- ① 新商品（新サービス）の開発又は提供
- ② 販路の開拓・売上向上
- ③ デジタル化による生産性の向上
- ④ 事業再構築（新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、事業再編等）
- ⑤ SDGs（持続可能な開発目標）への取組

対象事業のイメージ



POSレジを導入し、業務の効率化を図り、マーケティング戦略に活用する



省エネに対応した冷蔵庫を購入し、長期保存可能な材料を使った新商品を開発する



人の目で行っていた品質管理をデジタル化し、品質の向上、作業の効率化を図る

補助率・補助額

補助率：補助対象経費の3分の2以内

補助額：下限50万円～上限200万円以内

申請方法等

①申請に必要な書類は、佐賀県産業イノベーションセンターのHPよりダウンロードしてください。

(<https://infosaga.or.jp/consultation/17.html>)



佐賀県産業イノベーションセンターHP

②詳細は「公募要領」をご確認の上、申請してください。

③事業計画を認定経営革新等支援機関と策定し、郵便物が追跡できる方法（簡易書留、宅配便など）で提出してください。

④提出期間終了後、申請書や関係書類の内容を審査し、その結果を事務局から通知します。

【提出期間】

令和4年9月22日（木）～10月14日（金）

事業の実施

事業実施期間は、交付決定の日から令和5年1月16日までです。ただし、補助対象経費は令和4年9月16日以降交付決定日前に発生した経費についても補助対象とすることができます。

設備導入等は令和4年12月末までに設置を完了、令和5年1月16日までに支払完了し、実績報告をしていただく必要があります。

申請時に期限までに設備の設置完了が見込まれない場合は、申請に先立ち、予め事務局までご相談ください。

補助対象経費の例

製造装置、冷蔵庫、自動販売機、真空包装機、塗装ブース、レジシステム等の設備導入及び、設備導入と一体的に行う改良・修繕、工事、据え付け又は運搬、廃棄等に係る経費

お問合せ先及び申請書提出先

■佐賀県産業イノベーションセンター

中小企業者新事業展開設備導入支援事業費補助金担当 宛て

〒840-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114

☎0952-37-1150

（平日9時から16時30分まで。12時～13時を除く）

※本事業は、佐賀県の令和4年度9月補正予算が成立しない場合は、事業実施を中止します。